

市民と行政との協働事業について

市民と行政との協働事業に関する調査結果

令和6年度実施状況

令和7年度新規事業

令和7年11月
市民協働部

1. 調査の概要

- (1) 目的
- (2) 調査対象
- (3) 用語の定義
- (4) 協働の形態

(1) 目的

- ・「大牟田市協働のまちづくり推進条例」に基づく本市の協働のまちづくりの推進を図るために、本市における市民と行政との協働事業について、その状況などを把握するために実施しているもの。
- ・本調査は、福岡県が毎年実施している「NPO・ボランティア団体と行政との協働事業実施状況調査」をベースに、協働の相手先として地域コミュニティ組織及び事業者等を加えるとともに、調査項目(当該事業の予算額及び新規・継続について)を追加して実施。

(2) 調査対象

- 令和6年度に実施した協働事業
- 令和7年度から新規に実施する協働事業

(3)用語の定義

■協働

- NPO・ボランティア団体、行政、企業等のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。

■NPO・ボランティア団体

- ボランティア団体や市民活動団体、特定非営利活動法人等の「自発的・継続的に社会的活動(活動の利益が専ら特定の個人や団体のためではなく、不特定多数の利益の増進に寄与するための活動)を行う営利を目的としない団体」。

■公益法人等

- 一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、生活協同組合、共済組合等。

■地域コミュニティ組織

- 校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会等、地縁を基礎として地域課題の解決や地域の活性化を図るための地域活動を行う団体。

■事業者

- 営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体。

(4) 協働の形態

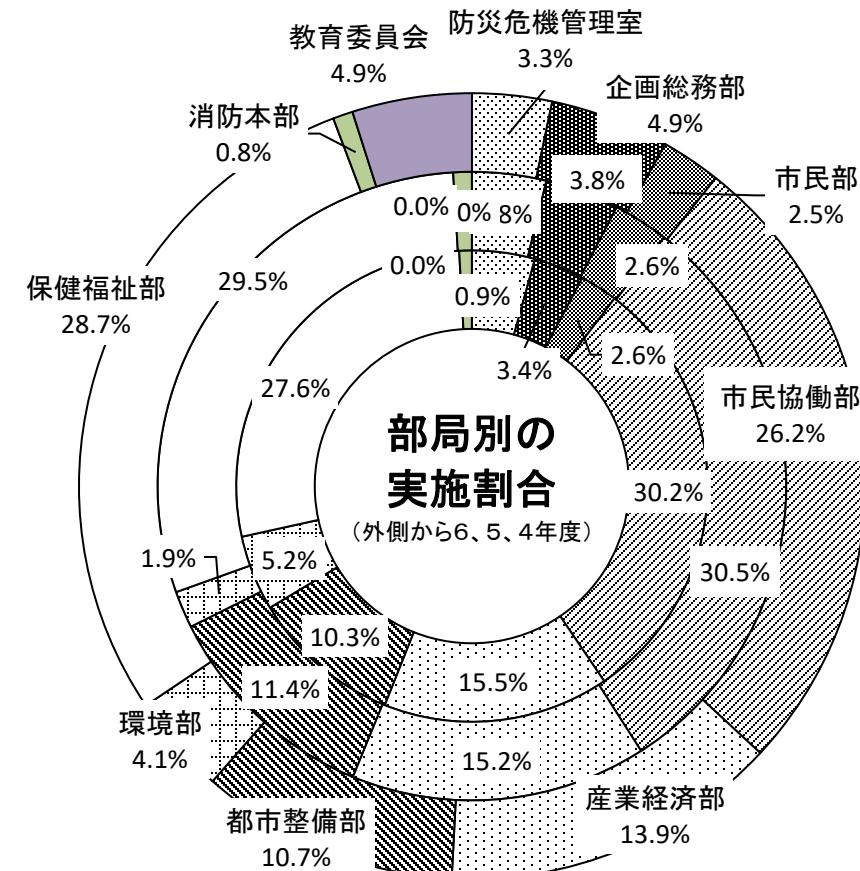
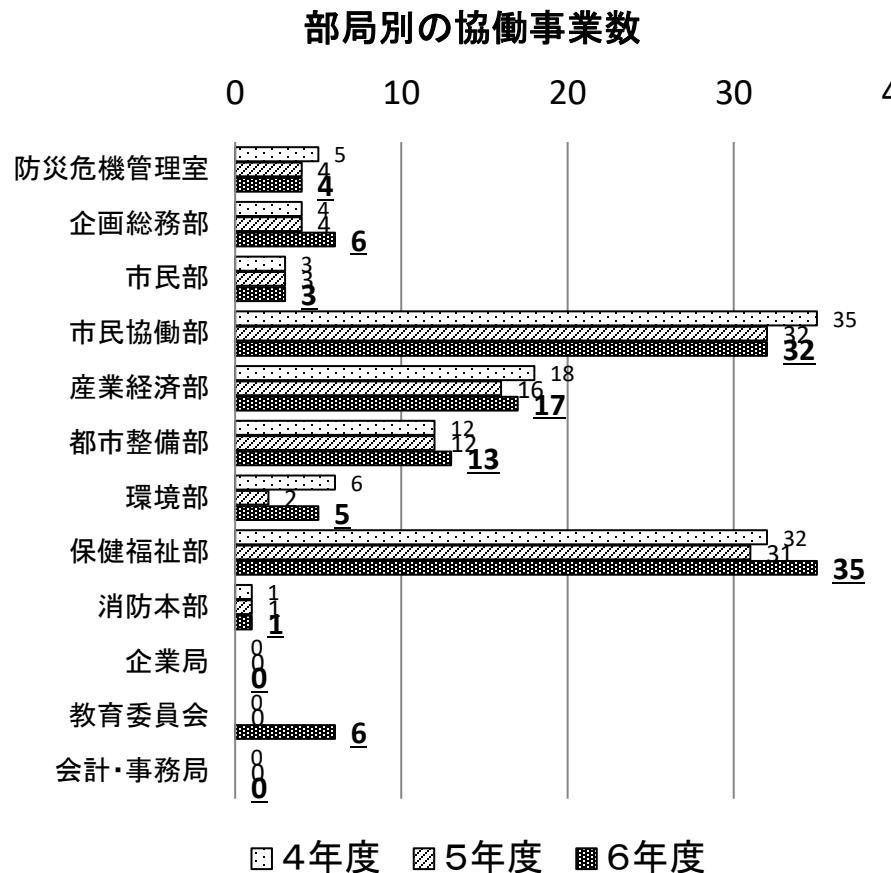
形態	説明	実施例
協働委託	行政がNPO・ボランティア団体に対し協働になじむ事業を委託する形態	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。 事業実施にあたり、行政は関係各所との連絡調整や広報を実施。 NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、運営全般を実施。
補助	NPO・ボランティア団体が主体的に行う事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体の事業への経費助成を行う。
実行委員会・協議会	NPO・ボランティア団体と行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態	<ul style="list-style-type: none"> 環境啓発に関するイベントの実行委員会にNPO・ボランティア団体が委員として参画する。
共催	NPO・ボランティア団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止の啓発イベントを児童保護の取組を行うNPO・ボランティア団体と共催で実施する。
後援	NPO・ボランティア団体が行う事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体が実施するイベントへの後援を行う。
物的支援 (公の財産の使用等)	NPO・ボランティア団体に対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体に対し、会議室の無償貸し出しを行う。
人的支援	NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体が主催するフォーラムの受付補助をする。
アダプトシステム	地域に密着したNPO・ボランティア団体がその地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態	<ul style="list-style-type: none"> 協定を結んだNPO・ボランティア団体に用具を貸し出し、河川敷地等の清掃を行ってもらう。
事業計画段階への参加	事業検討の際にNPO・ボランティア団体から提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等にNPO・ボランティア団体に参画してもらい意見を求める。 NPO・ボランティア団体からの政策・事業提案を募集する。
情報交換・情報提供	双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体との意見交換会の開催
指定管理	公の施設の管理運営をNPO・ボランティア団体に委ねる形態	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設等の指定管理
その他	上記の形態に当てはまらない項目	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体が主催するイベントの広報協力 ボランティア募集の補助 NPO・ボランティア団体が実施する事業に対する関係機関との連絡調整

2. 令和6年度の協働事業の 概要

- (1) 部局の協働事業の実施状況
- (2) 協働の形態
- (3) 活動分野
- (4) 協働の相手方
- (5) 事業に係る予算額

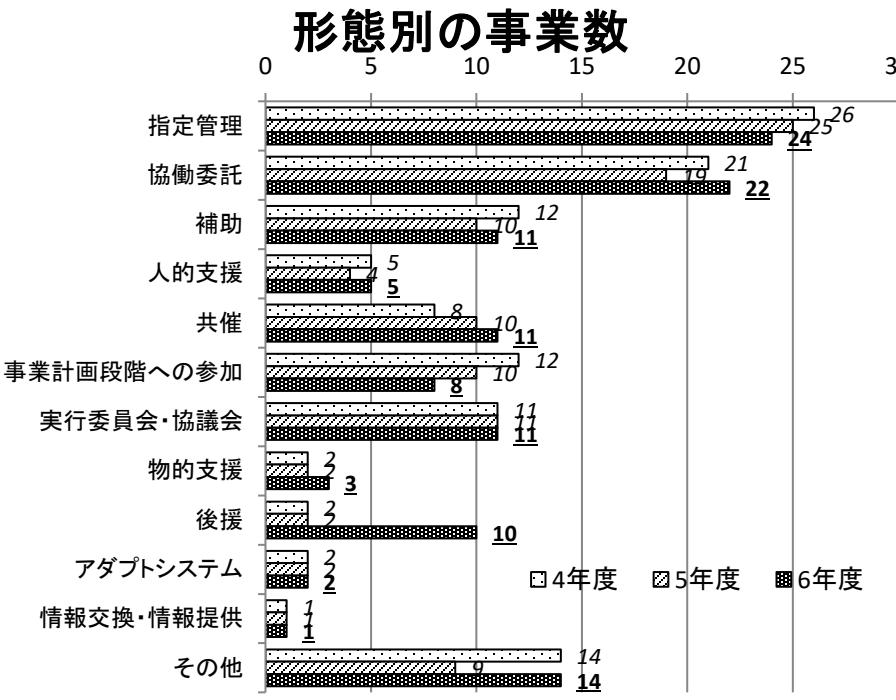
（1）部局の協働事業の実施状況

- 令和6年度中に協働事業を実施した課(室)は70課室中28課(室)
 - 総数(122事業)に対する部局別の実施数は、保健福祉部が35事業(28.7%)と最も多く、次いで市民協働部が32事業(26.2%)、産業経済部17事業(13.9%)と続いている。

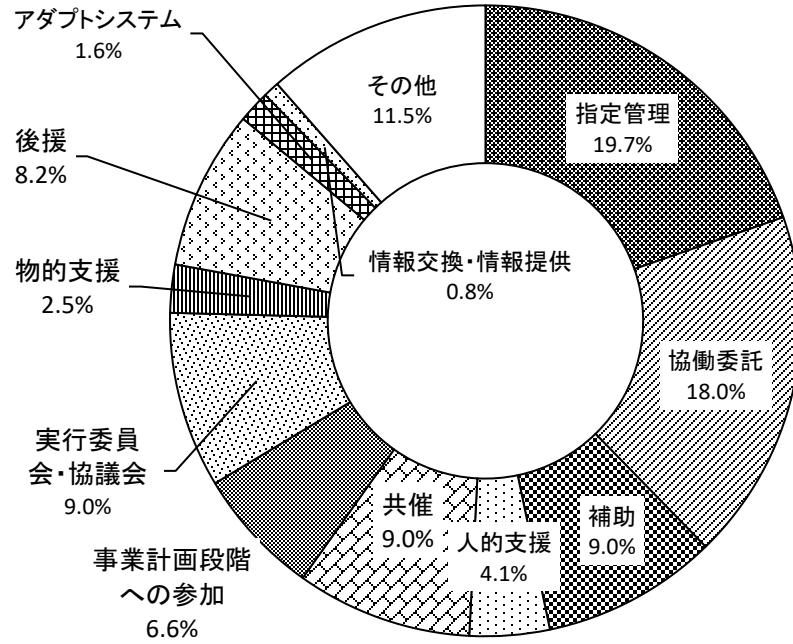


(2) 協働の形態

- 指定管理が24件(19.7%)と最も割合が高く、次いで、協働委託22件(18.0%)、その他14件(11.5%)と続いている。

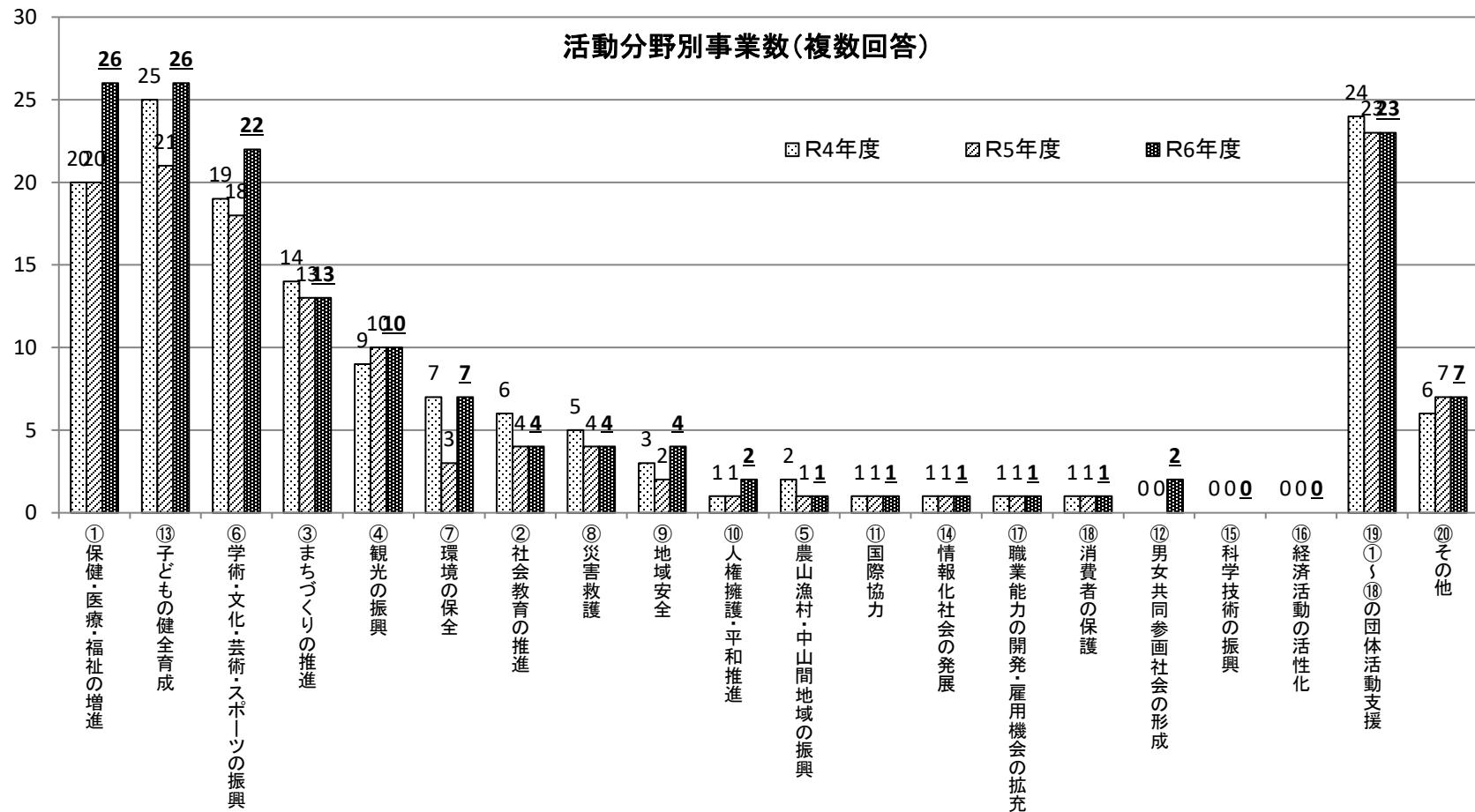


形態別の事業数割合(6年度)



(3) 活動分野

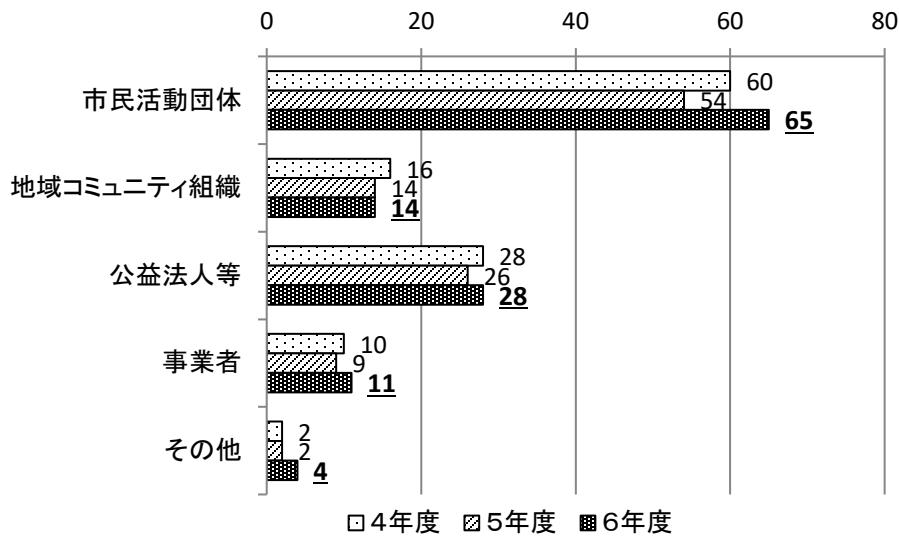
- 「①保健・医療・福祉の増進」(26件)、「⑬子どもの健全育成」(26件)が最も多く、次いで、「⑲①～⑯の団体活動支援」が23件と続いている。



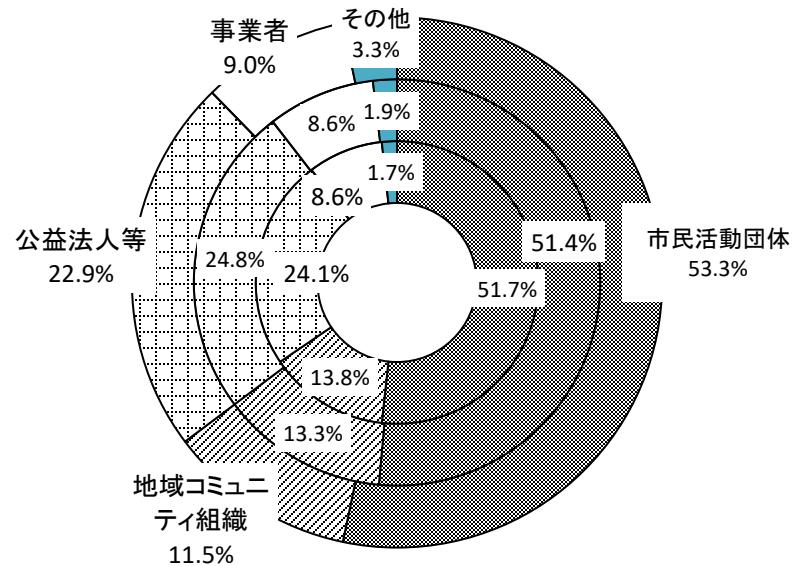
(4) 協働の相手方

- 協働の相手方は、市民活動団体が65件(53.3%)ともっとも割合が高く、次いで公益法人等28件(22.9%)、地域コミュニティ組織14件(11.5%)、事業者11件(9.0%)、その他4件(3.3%)となっている。

協働の相手方数



協働の相手方(割合)…外側から6・5・4年度



(5) 事業に係る予算額

- 部局別の予算では、市民協働部が550,874千円(54.0%)と最も高く、次いで都市整備部が189,355千円(18.6%)、産業経済部が156,151千円(15.3%)と続いている。

